

茨城県景観形成条例に係る質疑応答集

令和6年10月

茨城県土木部都市局

都市計画課

※ この質疑応答集は、過去の判断例を参考に掲載したものです。
必ずしも本質疑応答集のとおり判断されるとは限りません。

※ 景観行政団体の12市町（水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、笠間市、牛久市、つくば市、守谷市、桜川市、つくばみらい市、大洗町）については、各市町村の景観条例が適用されますので、判断基準が茨城県景観形成条例とは異なる場合があります。

<目 次>

- Q 1 茨城県景観形成条例は、景観法に基づいて策定された条例か。
- Q 2 茨城県は景観計画を策定しているか。
- Q 3 太陽光発電設備の新設（増設）をしたい。大規模行為の届出は必要か。
- Q 4 既設の太陽光発電設備の名義変更をしたい。大規模行為の届出は必要か。

Q 1 茨城県景観形成条例は、景観法に基づいて策定された条例か。

A 1

- 茨城県景観形成条例は、景観法に基づかない県独自の条例である。

Q 2 茨城県は景観計画を策定しているか。

A 2

- 当県は、景観計画を策定していない。
重点的に景観形成を図る地域である景観形成重点地区なども設定していない。

Q 3 太陽光発電設備の新設（増設）をしたい。大規模行為の届出は必要か。

A 3

- 太陽光発電設備の新設（増設）は、「土地の形質の変更」に該当し、都市計画区域内であれば 15,000 m²以上、都市計画区域外であれば 50,000 m²以上で届出が必要となる。

Q 4 既設の太陽光発電設備の名義変更をしたい。大規模行為の届出は必要か。

A 4

- 単なる所有者の変更であるため、大規模行為の届出は不要。